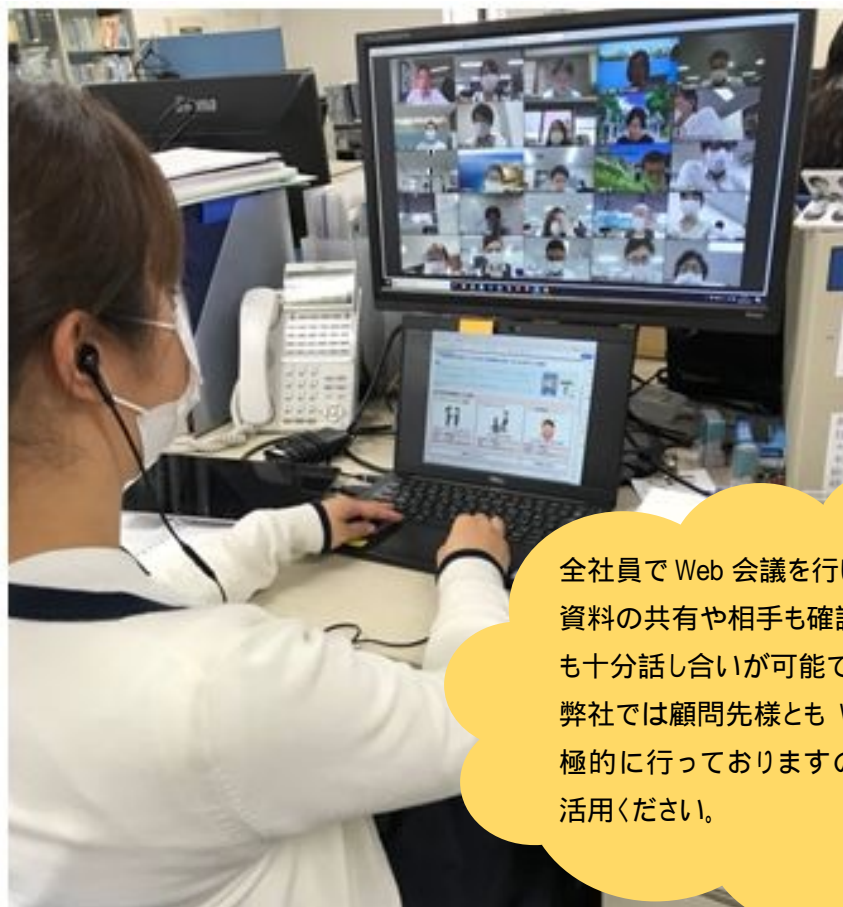


# こすもす

224号 令和2年6月号



全社員で Web 会議を行いました！  
資料の共有や相手も確認でき、遠隔でも十分話し合いが可能です。  
弊社では顧問先様とも Web 会議を積極的に行ってまいりますので、どうぞご活用ください。

## SASAKI SOKEN GROUP

代表 佐々木 直隆

株式会社 佐々木 総研  
西日本税理士法人  
西日本社会保険労務士法人  
株式会社 M&C パートナーコンサルティング  
株式会社 タクト

〒805-0021

北九州市八幡東区石坪町 10-13

TEL: 093-651-5533

FAX: 093-652-2550

URL: <http://www.sasakigp.co.jp>



## 新型コロナに伴う従業員への一定の見舞金は非課税

国税庁は5月15日に「新型コロナウイルス感染症に関連して使用人等が使用者から支給を受ける見舞金の所得税の取扱いについて(法令解釈通達)」を公表しました。その中で、**所得税法施行令第30条の規定により非課税所得とされる見舞金に該当する範囲が明らかにされています**。また、同日に公表された新型コロナ関連のFAQの中でも、緊急事態宣言下に事業の継続を求められる場合において従業員に支給した見舞金について、非課税所得に該当し、給与等として源泉徴収する必要はないとした事例が示されています。

FAQでは、新型コロナに関連して従業員等が事業者から支給を受ける見舞金が、次の3つの要件をすべて満たす場合は、所得税法上、非課税所得に該当するとされています。

心身または資産に加えられた損害につき支払を受けるものであること

支給額が社会通念上相当であること

見舞金が役務の対価たる性質を有していないこと

ただし、**本来受けるべき給与等の額を減額して、それに相当する金額を見舞金として支給した場合や緊急事態宣言が解除されてから相当期間経過して支給が決定したものは、非課税所得とされる見舞金に該当しないため、ご注意ください**。詳しい内容につきましては担当者までご相談ください。

(5/25 税のしるべ引用 法令解釈通達一部抜粋)

(税務会計1課 深草 亮平)

## タイムカードを電子化しませんか？

多くの企業で紙のタイムカードが使われていますが、必ずしも紙である必要はなく、デジタルの情報であっても構いません。タイムカードは主に給与計算や労働時間を把握する為に必要なものですが、**電子化することにより、出退勤の時間をリアルタイムで把握できることや、集計作業が楽になり大幅な作業時間の短縮が可能となります**。また、他にも以下、次のようなメリットがあります。

打刻漏れやミスがすぐに確認できる

拠点が複数ある場合に郵送の手間が省ける

給与ソフトとの連携がスムーズにできる

不正打刻を防げる(指紋認証等の場合)

書類の整理が不要、データの検索が簡単にできる



導入するシステムによって異なりますが、**遅刻・早退・休暇・時間外労働などの申請承認機能や、有給管理、シフト管理も行うことができます**。また、**携帯や自分のPCから打刻できるので直行直帰や在宅勤務の場合でも打刻が可能です**。後日出社した際に従業員に手続きしてもらう必要もなくなります。

気になる料金ですが初期導入費用は無料、1人当たり300円の利用料が一般的です。無料トライアルもありますので、少しでも勤怠確認に煩わしさを感じるがあれば、一度利用してみたいかがでしょうか。

(総務課 河内 美穂)

## 雇用調整助成金の拡充と簡素化について

現在、新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置として、4月1日から6月30日までを緊急対応期間と位置付け、感染拡大防止のため、雇用調整助成金の特例措置が実施されています。

雇用調整助成金は新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされ、従業員を休業させた事業主が対象となる助成金ですが、当初は要件の厳しさや手続きの煩雑さから申請に四苦八苦し、途中であきらめてしまうケースもあったため5月に特例の拡充と手続きの簡素化が発表されました。以下がその内容です。

### 【拡充】

休業手当の支払率60%超の部分の助成率を特例的に10/10とする(1人1日当たり8,330円が上限)

都道府県対策本部長が行う要請により休業を行っているなど、一定の要件を満たす場合は、休業手当全体の助成率を10/10とする(1人1日当たり8,330円が上限)

### 【簡素化】

初回を含む休業等計画届の提出を不要とし、支給申請のみの手続きとする

「労働保険確定保険料申告書」だけでなく「源泉所得税」の納付書を用いて、1人当たりの平均賃金額を算定できるようにする

概ね従業員20人以下の事業主については、「実際に支払った休業手当額」から簡易に助成金を算定できるようにする  
令和2年1月24日から5月31日までの休業の申請期限を令和2年8月31日までにする

助成金の上限の引き上げなど今後も制度が拡充される可能性がありますので、しばらくは常にアンテナを張っておく必要があります。

(労務コンサル課 マネジャー 太田 修幸)



## 中小企業経営強化税制が拡充されました

中小企業経営強化税制とは、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、即時償却又は取得価額の10%の税額控除(資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%)が選択適用できるものです。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として企業に対しても通勤等の自粛等が強く求められる中、この春はテレワーク化の動きが急加速しています。これまで、生産性向上設備(A類型)、収益力強化設備(B類型)が対象になっていましたが、新たにデジタル化設備(C類型)が対象に加われました。

テレワーク化を推進する企業への支援策として、中小企業経営強化税制の特定経営力向上設備の対象に、業務のデジタル化(テレワーク等)を促進するための設備(遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする投資計画に記載された設備)が追加されることとなりました。

中小企業経営強化税制の適用には対象設備などの要件がありますので、テレワーク等の導入を検討されている場合は各担当者にご確認ください。

(税務会計3課 寺師 幸士郎)

## 2020年6月

6月1日	月	社内会議 電話が繋がりにくい場合があります。
6月2日	火	
6月3日	水	
6月4日	木	
6月5日	金	
6月6日	土	
6月7日	日	
6月8日	月	
6月9日	火	
6月10日	水	源泉所得税の納付
6月11日	木	
6月12日	金	
6月13日	土	
6月14日	日	
6月15日	月	
6月16日	火	
6月17日	水	
6月18日	木	
6月19日	金	
6月20日	土	
6月21日	日	
6月22日	月	
6月23日	火	
6月24日	水	
6月25日	木	
6月26日	金	
6月27日	土	
6月28日	日	
6月29日	月	
6月30日	火	健保・厚生年金保険料の納付

## 2020年7月

7月1日	水	社内会議 電話が繋がりにくい場合があります。
7月2日	木	
7月3日	金	
7月4日	土	
7月5日	日	
7月6日	月	
7月7日	火	
7月8日	水	
7月9日	木	
7月10日	金	源泉所得税の納付
7月11日	土	
7月12日	日	
7月13日	月	
7月14日	火	
7月15日	水	
7月16日	木	
7月17日	金	
7月18日	土	
7月19日	日	
7月20日	月	
7月21日	火	
7月22日	水	
7月23日	木	海の日
7月24日	金	スポーツの日
7月25日	土	
7月26日	日	
7月27日	月	
7月28日	火	
7月29日	水	
7月30日	木	
7月31日	金	健保・厚生年金保険料の納付



【北九州オフィス】  
〒805-0021北九州市八幡東区石坪町10-13  
TEL 093-651-5533 FAX 093-652-2550  
【福岡オフィス】  
〒812-0011福岡市博多区博多駅前1-5-1-7階  
TEL 092-472-1155 FAX 092-472-1177